九州大学大学院法務学府及び九州大学法学部の法曹養成連携協定の変更協定

九州大学大学院法務学府(以下「甲」という。)と九州大学法学部(以下「乙」という。)は、令和2年2月28日付元文科高第1094号にて、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律(以下「法」という。)第6条の規定に基づき認定を受けた法曹養成連携協定(以下「認定協定」という。)について、次のとおり、認定協定の内容を変更する協定(以下「本協定」という。)を交わす。

(変更事項)

- 第1条 甲と乙は、認定協定を次のとおり変更し、別紙のとおり改める。
 - 1 令和5年4月1日より、連携法曹基礎課程の開設科目「政治学史(4単位)」を「政治学史I(2 単位)」、「政治学史II(2単位)」へ科目分割する。
 - 2 令和5年4月1日より、連携法曹基礎課程の開設科目「消費者法」を廃止する。

(効力の発生)

第2条 本協定は、法第7条の規定に基づく文部科学大臣の認定を受けたときに、効力が発生するものとする。

本協定を証するため、本書を2通作成し、各当事者の代表者が署名のうえ、各1通を保有する。

令和5年1月18日

総長(代理人) 総長(代理人)

九州大学大学院法務学府長(法科大学院長) 九州大学法学部長

_ 山 下 昇 _ _ 熊 野 直 樹 _ _ _

九州大学大学院法務学府及び九州大学法学部の法曹養成連携協定

九州大学大学院法務学府(以下「甲」いう。)と九州大学法学部(以下「乙」という。)は、次のとおり、 法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律(以下「法」という。)第6条の規定に基づく法 曹養成連携協定(以下「本協定」という。)を交わす。

(目的)

第 1 条 本協定は、甲と乙が連携し、高度の専門的な能力及び優れた資質を有する多数の法曹の養成を 図ることを目的とするものである。

(法曹養成連携協定の対象)

- 第2条 本協定において、法第6条第2項第1号に規定する連携法科大学院及び連携法曹基礎課程は、 それぞれ以下のとおりとする。
 - 一 連携法科大学院 九州大学学則第6条に規定する大学院法務学府実務法学専攻
 - 二 連携法曹基礎課程 九州大学法学部規則第4条の3に規定する法科大学院連携プログラム(以下、 「本プログラム」という。)

(本プログラムの教育課程)

第3条 乙は、本プログラムの教育課程を別紙第1のとおり定める。

(本プログラムの成績評価)

第4条 乙は、本プログラムの成績評価基準を別紙第2のとおり定め、当該基準に従い成績評価を行う ものとする。

(本プログラムの早期卒業の基準等)

- 第5条 乙は、本プログラムに登録する学生を対象とする早期卒業制度の要件を別紙第3のとおり定め、 当該要件に従って卒業認定を行うものとする。
- 2 乙は、本プログラムの登録学生が前項に定める卒業認定を受けることができるよう、学修指導教員 を配置し、定期的に面談指導を行うこととする。面談指導の結果は、第6条第2項に規定する連携協議 会に報告し、必要に応じて学修支援体制の見直しを行うものとする。

(甲の乙に対する協力等)

- 第6条 甲は、本プログラムにおいて、連携法科大学院における教育との円滑な接続に配慮した教育が十分に実施されるよう、以下の協力を行うものとする。
 - 一 連携法科大学院の学生の学修に配慮しつつ、本プログラムの登録学生に対し、甲の開設科目を 履修する機会を積極的に提供すること

- 二 乙の求めに応じ、本プログラムにおいて開設される科目の一部の実施に当り、甲の教員を派遣 すること
- 三 乙における教育の改善・充実のため、共同して授業改善のための活動を行うこと
- 2 甲及び乙は、連携法科大学院における教育と本プログラムにおける教育との円滑な接続を図るため の方策について継続的に調査研究及び協議を行うため、連携協議会を設置するものとする。
- 3 甲及び乙は、協議により、前項の連携協議会の運営に関する事項を定める。

(入学者選抜の方法)

- 第7条 甲は、本プログラムを修了して連携法科大学院に入学しようとする者を対象として、以下の入 学者選抜を実施する。
 - 一 5年一貫型選抜 論文式試験を課さず、本プログラムの成績等に基づき合否判定を行う入学者 選抜
 - 二 開放型選抜 論文式試験を課し、本プログラムの成績等と併せて総合的に判断して合否判定を 行う入学者選抜
- 2 前項各号の入学者選抜の募集人員、出願要件その他の入学者選抜の実施に関する事項は別紙第4の とおりとする。

(協定の有効期間)

- 第8条 協定の有効期間は、令和2年4月1日から5年間とする。ただし、協定の有効期間満了の1年前の日までに、甲又は乙の一方が他方に対し本協定の更新拒絶を通知しない場合には、有効期間を更に5年間延長して更新することとし、以後も同様とする。
- 2 甲と乙は、合意により、本協定を廃止することができる。

(協定に違反した場合の措置)

- 第9条 甲又は乙は、他方当事者が本協定に規定された事項を履行しない場合、他方当事者に対し、相当 の期間を定めてその改善を申し入れることができる。
- 2 甲又は乙は、他方当事者が前項の申し入れを受けてもなお申し入れた事項の履行に応じない場合は、 本協定の廃止を通告し、本協定を終了することができる。ただし、申し入れを受けた当事者が履行に応 じないことに正当な理由がある場合は、この限りではない。

(本協定が終了する場合の特則)

第10条 第8条又は前条第2項の規定により本協定が終了する場合にあっては、甲又は乙が本協定の 更新を拒絶し、甲及び乙が本協定の廃止に合意し、又は甲又は乙が本協定の廃止を通告した時点におい て現に本プログラムを履修し、又は履修する予定である学生が、本プログラムを修了するときに、終了 するものとする。

(協定書に定めのない事項)

第11条 甲及び乙は、協定に定めのない事項であって協定の目的の実施に当たり調整が必要なもの及び

協定の解釈に疑義をする。	を生じた事項については、第6	3条第2項に規定	でする連携協議会において	て協議し、決定
本協定を証するため、	本書を2通作成し、各当事	者の代表者が署名	名押印のうえ、各1通を	保有する。
令和5年1月18	3 日			
甲	九州大学大学院法務学府長	(法科大学院長)	1	
Z	九州大学法学部長	川 下	昇	
		熊 野	直樹	

<別紙1>

1. 本プログラムの教育課程編成の方針

乙は、本プログラムの修了に必要な科目として、甲における1年次の教育内容に対応する科目(元々体系的に構成されている)と、甲における教育との架橋を目的とする科目(乙の3年次のLS架橋演習)を設定し、本プログラムの登録者がそれらを順に全て履修することで、乙における教育と甲の2年次以降における教育とが円滑に接続するよう、本プログラムの教育課程を編成する。また、本プログラムの登録者が法学に関するより広い視野を持って甲の教育課程に入ることができるようにするために、本プログラムの登録者が、甲の基礎法学・隣接科目に対応する科目を履修できるようにする。

2. 本プログラムの教育課程(専攻教育)

224		7 0 N M 1		Z	この選択	必修科目		本プロ	グラム
学	学	乙の必修科	· 目	基盤科目		展開科目		本プログラム	基礎法学・隣
年	期	科目名	単位	科目名	単位	科目名	単位	の修了に必要	接科目に対応
1年	後期			憲法 I	4			0	
	}			民法 I	4			0	
2年	前期			刑法 I	4			0	
		法政基礎演習	2						
	24			法文化学基礎	2				
2	前			法史学基礎	2				
				国際公法	4				
	期			政治学原論	2				0
	79 1			政治学史基礎	2				
				政治学 I	2				
				憲法Ⅱ	4			0	
	250			民法Ⅱ	4			0	
	後			刑法Ⅱ	4			0	
				行政法 I	4			0	
年	期			政治学Ⅱ	2				
	291			政治史	4				0
						家族法	4	0	
				民法Ⅲ	4			0	
3	前			商法 I	4			0	
				民事訴訟法 I	4			0	
4				刑事訴訟法	4			0	
年	期			労働法	4				
						行政法Ⅱ	4	0	

(1枚目から続く)

2)4		7 A N 1671	v =	Z	必修科目		本プロ	グラム	
学	学	乙の必修和	半日	基盤科目		展開科目		本プログラム	基礎法学・隣
年	期	科目名	単位	科目名	単位	科目名	単位	の修了に必要	接科目に対応
						法哲学	4		0
						日本法制史	4		0
3	前			ローマ法 I	2				0
İ						中国法	4		0
İ						情報法	4		
						紛争管理論	4		
						経済法	4		
İ						少年法	4		
İ						刑事政策	4		
	期					知的財産法	4		
	791					外交史	4		
						国際政治学 I	2		0
İ				比較政治学 I	2				0
	後			比較政治学Ⅱ	2				
						商法Ⅱ	2	0	
						商法Ⅲ	2		
						商法IV	2		
						民事訴訟法Ⅱ	2	0	
						民事執行・保	2		
4						全法	2		
						東洋法制史	4		0
						西洋法制史	4		0
						ローマ法Ⅱ	2		0
						比較法	4		0
						法社会学	4		0
						法情報学	2		
						行政学	4		0
年						租税法	2		
+	期					社会保障法	4		
						国際私法	4		

(3枚目に続く)

(2枚目から続く)

	274	7 0 21 165	1 🗆	Z	」の選択	必修科目		本プロ	グラム
学年	学期	乙の必修和	十日	基盤科目		展開科目		本プログラム	基礎法学・隣
#	州	科目名	単位	科目名	単位	科目名	単位	の修了に必要	接科目対応
						国際取引法	4		
						日本政治思想	2		
3	通					史			
						政治学史 I	2		0
						政治学史Ⅱ	2		0
						国際政治学Ⅱ	2		0
		演習I	4						
4		演習Ⅱ	4						
						副演習 I	4		
fr:	Æ					副演習Ⅱ	4		
年	年							LS架橋演習	
								※演習Ⅱに読替え	
								(4単位)	
				外国法律書講					
随時	開講			読または外国	2				
				政治書講読					
						英米法	2		0
集中	講義					ドイツ法	2		0
						フランス法	2		0
						アジア法	2		0
その	の他					国際経済法	4		
				教授会が定めた	上授業科	单位)			
		計10単位(う	54単	42単位以上の	修得	修得			
		位は LS 架橋演習	3)	が必要			計60単位		
		卒	業のためには計80単位以上の修得が必要			修得が必要			

- ※上記表では、刑法 I は 1 年後期~ 2 年前期配当科目となっているが、 2 0 1 9 年度入学者については 2 年前期配当科目となる。
- ※本プログラムの修了に必要な科目以外の科目の配当時期は、担当者の異動等によって変わることがある。

乙の教育課程 (本プログラムを含む) における成績評価の基準

評価	成績通知書の表示	G P	評価の割合
基準を大きく超えて優秀である	A	4	2 5 %以内
基準を超えて優秀である	В	3	Aと合わせて50%以内
望ましい基準に達している	С	2	
単位を認める最低限の基準には達している	D	1	
基準を大きく下回る			
出席日数、試験、レポート、授業中の小テ			_
スト等を総合したうえで、評価に必要な要	F	О	
件を欠いている			
試験欠席			

- ※「評価の割合」は、登録数が30人以上の講義を対象とする目安である。
- ※GPAは次の式により計算する。小数点以下第2位未満の端数があるときは、小数点以下第3位の値を四捨五入するものとする。
 - GPA= (GP×単位数) の総和÷履修登録単位数
- ※上記の評価を100点法に換算する場合には以下のようになる。

A…90以上 B…89~80 C…79~70 D…69~60 E…59以下

本プログラムの登録者を対象とする早期卒業制度

1. 本プログラムへの登録

- ●2年前期の成績確定後に登録を行う。
- ●登録者の上限は1学年当たり30人程度とする。
- ●登録希望者が登録者の上限を超える場合には、2年前期までの基幹教育科目及び専攻教育科目の成績によって選抜を行う。
- ●各学期終了時点での専攻教育科目のGPAが2.0未満の者、2年終了時点で修得単位数が50単位以下の者、3年次終了時点で修得単位数が75単位以下の者、4年次終了時点で修得単位数が100単位以下の者、在学期間が5年以上となった者については、やむをえないと認められる事情がない限り、登録を抹消する。

2. キャップ制からの除外

本プログラムの登録者のうち、2年次終了時点での基幹教育科目を含むGPAが2.2以上である者については、3年次のキャップ制(48単位の履修登録の上限とする)の対象外とする。

3. 本プログラムの修了要件

以下の要件を満たす場合に本プログラムの修了を認める。

- ●本プログラムの登録者が、乙の卒業要件を満たし、かつ、本プログラムの全ての必修科目につき単位を修得していること
- ●専攻教育科目のGPAが2. 0以上であること

4. 早期卒業の要件

以下の要件を満たす場合に早期卒業を認める。

- ●本プログラムの登録者が、在学期間以外の卒業要件を満たし、かつ、本プログラムの全ての必修科目につき単位を修得していること
- ●専攻教育科目の成績でAとBが合わせて全体 (Fを含む)の60%程度はあり、かつ、基幹教育科目を含むGPAが2.8程度あること
- ●いずれかの法科大学院の特別選抜に合格していること

乙の法曹コースを修了して甲の法曹養成専攻に入学しようとする者を対象とする入学者選抜の方法

乙の3年次または4年次に在学中であり、本プログラムに登録をしている者は、甲の実施する以下の(1) (2) の特別選抜のいずれかまたはその双方に出願できるものとする。

(1) 5年一貫型教育選抜方式

- ・募集人員:9名(乙以外の連携協定校の志願者からの選抜も含む)
- ・対象者: 乙の3年次または4年次に在学中であり、本プログラムに登録をしている者
- ・出願要件:受験時の年度末をもって、乙の法科大学院連携プログラムの修了が見込まれていること
- ・出願書類:志願者は5年一貫型教育選抜の出願時に、以下の各号に定める書類を提出するものとする。
 - 一 出願年度前期までの成績証明書
 - 二 乙の法科大学院連携プログラムの修了見込み証明書
 - 三 その他、甲の入試要項において提出を求める書類
- ・合否判定の方法:

論文式試験を課さず、書類審査および口述試験により選抜を実施するものとする。

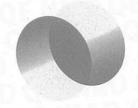
書類審査は、法科大学院連携プログラムにおける必修科目の成績に、その他の提出書類の評価を付加して行うものとする。

(2) 開放型選抜方式

- ・募集人員:6名(乙以外の連携協定校の志願者および連携協定校以外からの選抜も含む)
- ・対象者: 乙の3年次または4年次に在学中であり、本プログラムに登録をしている者
- ・出願要件:受験時の年度末をもって、乙の法科大学院連携プログラムの修了が見込まれていること
- ・出願書類:志願者は開放型選抜の出願時に、以下の各号に定める書類を提出するものとする。
 - 一 出願年度前期までの成績証明書
 - 二 乙の法科大学院連携プログラムの修了見込み証明書
 - 三 その他、甲の入試要項において提出を求める書類
- ・合否判定の方法:

憲法、民法、刑法の3科目の筆記試験を課して、選抜を実施するものとする。

合否判定は、筆記試験の成績に、法科大学院連携プログラムにおける必修科目の成績、その他の提出 書類の評価を付加して行うものとする。



通格認定証(平成30年度)

九州大学長 殿

貴大学大学院法務学府実務法学専攻は独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が実施した法科大学院認証評価において法科大学院評価基準に適合していることを証する

【新】

(付属資料様式1(1枚目))

1. 本プログラムの教育課程編成の方針

乙は、本プログラムの修了に必要な科目として、甲における1年次の教育内容に対応する科目(元々体系的に構成されている)と、甲における教育との架橋を目的とする科目(乙の3年次のLS架橋演習)を設定し、本プログラムの登録者がそれらを順に全て履修することで、乙における教育と甲の2年次以降における教育とが円滑に接続するよう、本プログラムの教育課程を編成する。また、本プログラムの登録者が法学に関するより広い視野を持って甲の教育課程に入ることができるようにするために、本プログラムの登録者が、甲の基礎法学・隣接科目に対応する科目を履修できるようにする。

2. 本プログラムの教育課程 (専攻教育)

275	277	マのひばむ		Z	この選択	必修科目		本プロ	グラム	シュ
学年	学期	乙の必修科	Ħ	基盤科目		展開科目		本プログラム	基礎法学・隣	シラバス頁
+	刺	科目名	単位	科目名	単位	科目名	単位	の修了に必要	接科目に対応	頁
1年	後期			憲法 I	4			0		4
	}			民法 I	4			0		15
2年	2年前期			刑法I	4			0		25
		法政基礎演習	2							
	34			法文化学基礎	2					
2	前			法史学基礎	2					
				国際公法	4					
	期			政治学原論	2				0	69
	79]			政治学史基礎	2					
				政治学 I	2					
				憲法Ⅱ	4			0		5
	44			民法Ⅱ	4			0		17
	後			刑法Ⅱ	4			0		27
				行政法 I	4			0		41
年	期			政治学Ⅱ	2					
	291			政治史	4				0	71
						家族法	4	0		20
				民法Ⅲ	4			0		18
3	前			商法 I	4			0		47
.				民事訴訟法 I	4			0		33
4				刑事訴訟法	4			0		39
年	期			労働法	4					
						行政法Ⅱ	4	0		151



(2枚目に続く)

(付属資料様式1 (2枚目))

(1枚目から続く)

224	224	マの以佐利		Z	」の選択	必修科目		本プロ	グラム	シュ
学年	学	乙の必修科	Ħ	基盤科目		展開科目		本プログラム	基礎法学・隣	シラバコ
千	期	科目名	単位	科目名	単位	科目名	単位	の修了に必要	接科目に対応	ス 頁
						法哲学	4		0	91
						日本法制史	4		0	53
3	前			ローマ法 I	2				0	55
						中国法	4		0	60
						情報法	4			_
						紛争管理論	4			_
						経済法	4			_
						少年法	4			_
						刑事政策	4			_
	期					知的財産法	4			_
.	241					外交史	4			_
						国際政治学 I	2		0	73
				比較政治学 I	2				0	68
	後			比較政治学Ⅱ	2					_
						商法Ⅱ	2	0		48
						商法Ⅲ	2			_
						商法IV	2			_
						民事訴訟法Ⅱ	2	0		34
						民事執行・保	2			_
4						全法	4			
						東洋法制史	4		0	51
						西洋法制史	4		0	53
						ローマ法Ⅱ	2		0	56
						比較法	4		0	
						法社会学	4		0	86
						法情報学	2			_
						行政学	4		0	81
年						租税法	2			
	期					社会保障法	4			
						国際私法	4			_



(付属資料様式1(3枚目))

(2枚目から続く)

27.6	346	マの ソ 歴 色		Z	」の選択	必修科目		本プロ	グラム	シ
学	学期	乙の必修科	· 目	基盤科目		展開科目		本プログラム	基礎法学・隣	シラバス頁
年	朔	科目名	単位	科目名	単位	科目名	単位	の修了に必要	接科目対応	頁
						国際取引法	4			_
						日本政治思想	2			_
3	通					史				
						政治学史 I	2		0	77
						政治学史Ⅱ	2		0	151
•						国際政治学Ⅱ	2		0	75
		演習 I	4							_
4		演習Ⅱ	4							_
						副演習I	4			_
年	年					副演習Ⅱ	4			_
+	+							LS 架橋演習		
								※演習Ⅱに読替え		152
								(4単位)		
				外国法律書講						
随時	開講			読または外国	2					_
				政治書講読						
						英米法	2		0	59
集中	講義					ドイツ法	2		0	62
						フランス法	2		0	63
						アジア法	2		0	64
その	の他					国際経済法	4			
				教授会が定めた	上授業科	目(2または4単	单位)			_
		計10単位(う	42単位以上の	修得	28単位以上の	修得				
		位はLS架橋演習) が必要 が必要						計60単位		
		卒業のためには計80単位以上の修得が必要								

- ※上記表では、刑法 I は1年後期~2年前期配当科目となっているが、2019年度入学者については2年前期配当科目となる。
- ※本プログラムの修了に必要な科目以外の科目の配当時期は、担当者の異動等によって変わることがある。



【旧】

(付属資料様式1(1枚目))

1. 本プログラムの教育課程編成の方針

乙は、本プログラムの修了に必要な科目として、甲における1年次の教育内容に対応する科目(元々体系的に構成されている)と、甲における教育との架橋を目的とする科目(乙の3年次のLS架橋演習)を設定し、本プログラムの登録者がそれらを順に全て履修することで、乙における教育と甲の2年次以降における教育とが円滑に接続するよう、本プログラムの教育課程を編成する。また、本プログラムの登録者が法学に関するより広い視野を持って甲の教育課程に入ることができるようにするために、本プログラムの登録者が、甲の基礎法学・隣接科目に対応する科目を履修できるようにする。

2. 本プログラムの教育課程(専攻教育)

346	200	フの以ば知		Z	」の選択	必修科目		本プロ	グラム	シュ
学年	学期	乙の必修科	Ħ	基盤科目		展開科目		本プログラム	基礎法学・隣	シラバス頁
+	捌	科目名	単位	科目名	単位	科目名	単位	の修了に必要	接科目に対応	頁
1年	後期			憲法 I	4			0		4
	?			民法 I	4			0		15
2年	前期			刑法 I	4			0		25
		法政基礎演習	2							
	24			法文化学基礎	2					_
2	前			法史学基礎	2					
				国際公法	4					_
	期			政治学原論	2				0	69
	791			政治学史基礎	2					_
				政治学 I	2					
İ				憲法Ⅱ	4			0		5
	40			民法Ⅱ	4			0		17
	後			刑法Ⅱ	4			0		27
				行政法 I	4			0		41
 年	期			政治学Ⅱ	2					
	791			政治史	4				0	71
						家族法	4	0		20
				民法Ⅲ	4			0		18
3	前			商法 I	4			0		47
.				民事訴訟法 I	4			0		33
4				刑事訴訟法	4			0		39
年	期			労働法	4					
						行政法Ⅱ	4	0		151

(2枚目に続く)



(付属資料様式1 (2枚目))

(1枚目から続く)

		What	V 11	ā	この選択	必修科目		本プロ	グラム	シ
学	学	乙の必修和	半目	基盤科目		展開科目		本プログラム	基礎法学・隣	シラバス頁
年	期	科目名	単位	科目名	単位	科目名	単位	の修了に必要	接科目に対応	頁
						法哲学	4		0	91
						日本法制史	4		0	53
3	前			ローマ法 I	2				0	55
						中国法	4		0	60
						情報法	4			
						紛争管理論	4			_
						経済法	4			_
						少年法	4			_
						刑事政策	4			_
	期					知的財産法	4			_
	791					外交史	4			_
						国際政治学 I	2		0	73
				比較政治学 I	2				0	68
	後			比較政治学Ⅱ	2					_
						商法Ⅱ	2	0		48
						商法Ⅲ	2			_
						商法IV	2			
						民事訴訟法Ⅱ	2	0		34
						民事執行・保	2			_
4						全法				
						東洋法制史	4		0	51
						西洋法制史	4		0	53
						ローマ法Ⅱ	2		0	56
						比較法	4		0	
						法社会学	4		0	86
						法情報学	2			
						行政学	4		0	81
年	440					租税法	2			
	期					社会保障法	4			
						国際私法	4			_

(3枚目に続く)



(付属資料様式1 (3枚目))

(2枚目から続く)

		7 0 21 15 15	4 D	Z	この選択	必修科目		本プロ	グラム	シュ
学	学期	乙の必修和	半日	基盤科目		展開科目		本プログラム	基礎法学・隣	シラバコ
年	别	科目名	単位	科目名	単位	科目名	単位	の修了に必要	接科目対応	ス 頁
						国際取引法	4			_
						日本政治思想	2			_
3	通					史				
						政治学史	4		0	77
.						国際政治学Ⅱ	2		0	75
		演習I	4							
		演習Ⅱ	4							
4						副演習I	4			_
						副演習Ⅱ	4			
年	年							LS 架橋演習		
								※演習Ⅱに読替え		152
<u> </u>								(4単位)		
				外国法律書講						
D/s D±	開講			読または外国	2					_
加田村	川刑・神			政治書講読						
						英米法	2		0	59
生 生 生	講義					ドイツ法	2		0	62
	III 4X					フランス法	2		0	63
						アジア法	2		0	64
その	の他					消費者法	2			_
						国際経済法	4			_
				教授会が定めた	授業科	目(2または4単	单位)			_
		計10単位(う	54単	42単位以上の	修得	28単位以上の	修得			
		位は LS 架橋演習	が必要		が必要		計60単位			
		卒	卒業のためには計80単位以上の修得が必要							

- ※上記表では、刑法 I は1年後期~2年前期配当科目となっているが、2019年度入学者については2年前期配当科目となる。
- ※本プログラムの修了に必要な科目以外の科目の配当時期は、担当者の異動等によって変わることがある。

連携法科大学院において法学既修者認定による履修免除又は 既修得単位認定を行う法曹コース開設科目の対応表

	連携法科大学院 開設科目	配当年次	単位数	当該科目の履修の結果とし て求められる到達度	該当 ページ	連携法曹基礎課程開 設科目	配当 年次	単位数	当該科目の履修の結果とし て求められる到達度	該当 ページ
	基礎憲法 I	1	2	統治機構および基本権に関 する基礎的な事項について	1	憲法 I (LS)	1	4	統治機構論・憲法訴訟論に 関する基礎的な知識・思考 力を習得している。	4
	基礎憲法Ⅱ	1	2	理解し、概説できる。	3	憲法Ⅱ(LS)	2	4	基本権に関する基礎的な知識・思考力を習得している。	5
	基礎民法 I	1	2		6	民法 I (LS)	1	4		15
	基礎民法Ⅱ	1	2	民法総則、物権、債権総	8	民法Ⅱ (LS)	2	4	民法総則、物権総論・各	17
	基礎民法Ⅲ	1	2	論・各論、親族法・相続法	10	民法Ⅲ (LS)	3		論、債権総論・各論、親族 法・相続法に関する基礎的	18
	基礎民法IV	1	2	に関する基礎的な事項につ いて理解し、概説できる。	12		4	4	な知識・思考力を習得している。	
_	家族法	1	2		13	家族法(LS)	2	4		20
括認定科	基礎刑法 I	1	2	刑法総論・各論に関する基 礎的な事項について理解	21	刑法 I (LS)	1	4	刑法総論に関する基礎的な 知識・思考力を習得してい る。	25
目(法	基礎刑法Ⅱ	1	2	し、概説できる。	23	刑法Ⅱ(LS)	2	4	刑法各論に関する基礎的な 知識・思考力を習得してい る。	27
律基本	基礎民事訴訟法 I	1	2	民事訴訟手続に関する基礎	29	民事訴訟法 I (LS)	3 • 4	4	民事訴訟手続に関する基礎	33
平科目)	基礎民事訴訟法Ⅱ	1	2	的な事項について理解し、 概説できる。	31	民事訴訟法Ⅱ (LS)	3 •	2	的な知識・思考力を習得している。	34
	基礎刑事訴訟法 I	1	2	刑事訴訟手続に関する基礎	35		3		刑事手続に関する基礎的な	
	基礎刑事訴訟法Ⅱ	1	2	的な事項について理解し、 概説できる。	37	刑事訴訟法(LS)	4	4	知識・思考力を習得している。	39
	基礎行政法	1	2	行政法総論(救済法を除 く)に関する基礎的な事項 について理解し、概説でき る。	40	行政法 I(LS)	2	4	行政法総論(救済法を除く)に関する基礎的な知識・思考力を習得している。	41
	基礎商法 I	1	2	会社法に関する基礎的な事項について理解し、概説で	43	商法 I (LS)	3 • 4	4	会社法に関する基礎的な知識・思考力を習得してい	47
	基礎商法Ⅱ	1	2	きる。	45	商法Ⅱ (LS)	3 • 4	2	あるのを自行している。	48
						東洋法制史	3 . 4	4	中国法制史の観点から、実 定法制度を批判的に考察・ 分析することができる。	51
		1				日本法制史	3 • 4	4	わが国の法の歴史の観点から、実定法制度を批判的に 考察・分析することができ る。	53
	歴史と法	2 . 3	2	現行法を歴史的視点から相 対化して理解できる。	49	西洋法制史	3 • 4	4	西洋法制史の観点から、実 定法制度を批判的に考察・ 分析することができる。	54
						ローマ法 I	3 • 4 3	2	ローマ法の基本的知識、及 びローマ法の観点から現行 民法の特質・課題を批判的	55
						ローマ法Ⅱ	3 • 4	2	に分析する能力を習得している。	56
						英米法	3 • 4	2	英米法の基礎的知識を修得 した上で、日本法を比較法 の観点から批判的に考察す ることができる。	59
						中国法	3 • 4	4	中国法・台湾法の基礎的知 識を修得した上で、日本法 を比較法の観点から批判的 に考察することができる。	60
	外国法	1 • 2	2	現行法を比較法的な視点から相対化して理解することができる。	57	ドイツ法	3 • 4	2	ドイツ民法典の土台として のヨーロッパの法史をも踏 まえて、ドイツ民法典が改 正民法に与えた影響を理 解・分析することができ る。	62
個		3		<i>బ</i> ~ ∖ ఆ ∕ఎం		フランス法	3 • 4	2	フランス法の基本的知識を 修得した上で、日本法を比 較法の観点から批判的に考 察することができる。	63

(付属資料様式2)

						3		アジア諸国の基本法制を理解したトラストスとは対	
					アジア法	4	2	法の観点から批判的に考察 することができる。	64
					比較法	3 • 4	4	主に欧州大陸法の基本法制 を理解した上で、日本法を 比較法の観点から批判的に 考察することができる。	65
					比較政治学 I	3 • 4	2	政党制度・選挙制度の基本 的な構造について理解した 上で、これらを比較法的な 観点から考察することがで きる。	68
					政治学原論	2	2	現代政治学の基本的な概 念・理論を踏まえた上で、 現実の政治について多様な 観点から考察することがで きる。	69
法と政治	1 • 2	2		66	政治史	2	4	近現代政治史の基本的な知識について理解し、政治史 上の事象に関して批判的に 考察することができる。	71
	3		できる。		国際政治学 I	3 • 4	2	国際政治学の基本的な理論・歴史・方法論について理解し、国際政治に関せる	73
					国際政治学Ⅱ	3 • 4	2	事象を理論的に分析し考察することができる。	75
					政治学史 I	4	2	政治や法の背後にある思想・歴史・理論の観点か	77
					政治学史Ⅱ	3 • 4	2	ら、法のあり方について考 察することができる。	151
行政学	1 • 2 • 3	2	行政の実態と行政学の諸理 論に関する基本的知識を理 解することができる。	79	行政学	3 • 4	4	行政システムに関する基礎 概念・分析能力を習得して いる。	81
法社会学	1 • 2 • 3	2	社会モデルの変容を踏まえ た批判的な視点から、法曹 制度をはじめとする実定法 制度を批判的に考察するこ とができる。	83	法社会学	3 • 4	4	実定法解釈学とは異なる法 社会学的な視点・方法を駆 使して、法現象・規範現象 を観察・分析することがで きる。	86
現代法哲学	1 2 •	2	法概念・法解釈・正義論に 関する基礎的知識・分析能 力を習得している。	89	法哲学	3 • 4	4	法概念・法解釈・正義論に 関する基礎的、歴史的知 識・分析能力を習得してい る。	91
芯用憲法 I	2	2	基本権論の基本構造について理解し、同理論の観点からする事案分析能力を習得している。	93		<u>. I</u>			
芯用憲法Ⅱ	2	2	基本権各論、基本権総論、 及び憲法訴訟論に関する応 用的理解並びに事案分析能 力を習得している。	95					
芯用行政法 I	2	2	行政救済法に関する応用的 理解及び事案分析能力を習 得している。	97					/
芯用行政法Ⅱ	2	2	行政法に関する応用的理解 及び事案分析能力を習得し ている。	99					/
芯用民法 I	2	2	民法総則及び物権法(担保物権法を除く。)を中心とする応用的理解・事案分析能力を習得している。	101					
芯用民法Ⅱ	2	2	担保物権法と債権総論を中心に、改正民法における債権担保制度の基本構造について理解している。	103					
応用民法Ⅲ	2	2	民法全体の基礎知識の確認 を前提とした上で、債権各 論を中心とする応用的理 解・事案分析能力を習得し ている。	105					
芯用商法 I	2	2	会社法 (総論及び資金調達・機関) に関する応用的知識を習得している。	107					
芯用商法Ⅱ	2	2	会社法(計算・設立・解散等)に関する応用的知識を 習得している。	109					
芯用民事訴訟法	2	2	民事訴訟法に関する応用的 理解・事案分析能力を習得 している。	111					
	行政学 生社会学 見代 本	まと政治 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	法と政治 2 1 2 方政学 2 2 2 3 1 提供法哲学 2 2 2 3 2 花用憲法 I 2 2 2 花用行政法 I 2 本用行政法 I 2 2 2 本用民法 I 2 2 2 本用民法 II 2 2 2 本用民法 II 2 2 2 本用商法 I 2 2 2 本用商法 I 2 2 2 本用商法 II 2 2 2	1	・ と政治 ・ 2 の観点から、理解することが 「	上	### 1	上校技術 1 2 上校技術 2 上校技術 3 4 上校技術 3 4 上校技術 3 4 上校技術 4 上校技術 4 上校技術 4 上校技術 5 4 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2	1

(付属資料様式2)

						(付属資料様式
	応用刑法 I	2	2	刑法総論の基礎的な知識を 前提に、事例分析に必要な 体系的な解釈論の応用力を 習得している。	113	
	応用刑法Ⅱ	2	2	刑法各論の基礎的な知識を 前提にした上で、事例分析 に必要な体系的な解釈論の 応用力を習得している。	115	
	応用刑事訴訟法	2	2	刑事訴訟法に関する応用的 理解・事案分析能力を習得 している。	117	
	労働と法	2	2	労働法に関する基礎知識・ 基礎理論を習得している。	119	
科目等履	労働紛争処理	2	2	労働法に関する紛争の具体 例の分析を通じて、労働法 をめぐる法的知識・技能を 習得している。	121	
修	知的財産と法	2 • 3	2	知的財産権を用いてビジネスを支援し、訴訟を代理するための実践的な知識とスキルを習得している。	123	
	国際私法1	2	2	国際私法の総論、及び法の 適用に関する通則法の各則 に関する基本的知識を習得 している。	125	
	国際私法2	2	2	国際民事手続法の基本知識 及び国際取引法の主要部分 の基本知識を習得してい る。	127	
	国際法	2	2	国際公法の基本的構造・特質を体系的に理解し、国際 社会において発生する諸問題を法的に考察することが できる。	129	
	倒産法	2	2	破産法・民事再生法の基本 知識を習得している。	131	
	税財政と法	2	2	所得税法・法人税法を中心 に租税法に関する基礎的知 識を習得している。	133	
	インターネットと法	2 • 3	2	インターネットをめぐる法 問題を、各法分野を横断す る視点から、情報通信技術 の進展を踏まえて考察する ことができる。	135	
	紛争管理と調停技法 1・2	2 • 3	4	法的紛争における調停・交 渉・相談に関する基本的技 術、および家事調停手続等 の現状と課題について理解 している。	137	
	少年法	2 • 3	2	少年司法における法的援助 の際に求められる基礎的な 知識と思考方式を修得して いる。	139	
	刑事処遇論	2 • 3	2	刑事司法制度における犯罪 者処遇の基礎的な知識・分 析視覚を習得している。	141	
	社会保障法	2 • 3	2	社会保障法に関する基礎的な知識を習得している。	143	
	民事執行法・民事保 全法	2 • 3	2	民事執行制度・民事保全制 度に関する基礎的な知識を 習得している。	145	
	自治体法務	2 • 3	2	自治体の法務実務に関する 基本的内容を習得してい る。	147	
	経済法	2 • 3	2	独占禁止法に関する体系的 理解および具体的事例の分 析能力を習得している。	149	

- ※1 連携法科大学院開設科目のうち未修一年次必修科目については、既修者認定の対象科目として 一括認定することとし、その他の科目については、連携法曹基礎課程における履修状況に応じて個別認定することを可能とする。
- ※2 連携法科大学院の専任教員が法曹コースの科目を担当する場合(輪番で担当する場合を含む)には、開設科目名の後ろに(LS)と表記。
- ※3 「歴史と法」「外国法」「法と政治」については、右欄の対応する法曹コース提供科目の4単位分をGPA3.0以上の成績で習得していることをもって、既修認定を行う。

連携法科大学院において法学既修者認定による履修免除又は 既修得単位認定を行う法曹コース開設科目の対応表

						·	10.20			
	連携法科大学院 開設科目	配当 年次	単位 数	当該科目の履修の結果とし て求められる到達度	該当 ページ	連携法曹基礎課程開 設科目	配当 年次	単位 数	当該科目の履修の結果とし て求められる到達度	該当 ページ
	基礎憲法 I	1	2	統治機構および基本権に関 する基礎的な事項について	1	憲法 I (LS)	1	4	統治機構論・憲法訴訟論に 関する基礎的な知識・思考 力を習得している。	4
	基礎憲法Ⅱ	1	2	理解し、概説できる。	3	憲法Ⅱ(LS)	2	4	基本権に関する基礎的な知識・思考力を習得している。	5
	基礎民法 I	1	2		6	民法 I (LS)	1	4		15
	基礎民法Ⅱ	1	2	B. 注》则 施按 建按 级	8	民法Ⅱ (LS)	2	4	民法総則、物権総論・各	17
	基礎民法Ⅲ	1	2	民法総則、物権、債権総 命・各論、親族法・相続法	10	民法Ⅲ (LS)	3		論、債権総論・各論、親族 法・相続法に関する基礎的	18
	基礎民法IV	1	2	に関する基礎的な事項につ いて理解し、概説できる。	12		4	4	な知識・思考力を習得している。	
_	家族法	1	2		13	家族法(LS)	2	4		20
括認定科	基礎刑法 I	1	2	刑法総論・各論に関する基	21	刑法 I (LS)	1	4	刑法総論に関する基礎的な 知識・思考力を習得してい る。	25
科目(法	基礎刑法Ⅱ	1	2	礎的な事項について理解 し、概説できる。	23	刑法Ⅱ(LS)	2	4	刑法各論に関する基礎的な 知識・思考力を習得してい る。	27
律 基 本	基礎民事訴訟法 I	1	2	民事訴訟手続に関する基礎 的な事項について理解し、	29	民事訴訟法 I (LS)	3 • 4	4	民事訴訟手続に関する基礎的な知識・円表力な習得し	33
科 目)	基礎民事訴訟法Ⅱ	1	2	的な事項について理解し、 概説できる。	31	民事訴訟法Ⅱ (LS)	3 • 4	2	的な知識・思考力を習得している。	34
	基礎刑事訴訟法 I	1	2	刑事訴訟手続に関する基礎	35		3		刑事手続に関する基礎的な	
	基礎刑事訴訟法Ⅱ	1	2	的な事項について理解し、概説できる。	37	刑事訴訟法 (LS)	4	4	知識・思考力を習得している。	39
	基礎行政法	1	2	行政法総論(救済法を除 く)に関する基礎的な事項 について理解し、概説でき る。	40	行政法 I(LS)	2	4	行政法総論(救済法を除く)に関する基礎的な知識・思考力を習得している。	41
	基礎商法 I	1	2	会社法に関する基礎的な事 項について理解し、概説で	43	商法 I (LS)	3 • 4	4	会社法に関する基礎的な知識・思考する習得してい	47
	基礎商法Ⅱ	1	2	頃にういて理解し、 	45	商法Ⅱ (LS)	3 • 4	2	識・思考力を習得している。	48
						東洋法制史	3 • 4	4	中国法制史の観点から、実 定法制度を批判的に考察・ 分析することができる。	51
		1 .				日本法制史	3 • 4	4	わが国の法の歴史の観点から、実定法制度を批判的に 考察・分析することができ る。	53
	歴史と法	2 • 3	2	現行法を歴史的視点から相対化して理解できる。	49	西洋法制史	3 • 4	4	西洋法制史の観点から、実 定法制度を批判的に考察・ 分析することができる。	54
						ローマ法I・Ⅱ	3 • 4	4	ローマ法の基本的知識、及 びローマ法の観点から現行 民法の特質・課題を批判的 に分析する能力を習得して	55 56
						英米法	3 • 4	2	いる。 英米法の基礎的知識を修得 した上で、日本法を比較法 の観点から批判的に考察す	59
						中国法	3 . 4	4	ることができる。 中国法・台湾法の基礎的知識を修得した上で、日本法 を比較法の観点から批判的 に考察することができる。	60
	外国法	1 • 2	2	現行法を比較法的な視点から相対化して理解することができる。	57	ドイツ法	3 • 4	2	ドイツ民法典の土台としてのヨーロッパとというという。 できない アイツ民法典の法史をも踏まえて、ドイツ民法典が改正民法に与えた影響を理解・分析することができる。	62
個		3		ができる。		フランス法	3 • 4	2	フランス法の基本的知識を 修得した上で、日本法を比 較法の観点から批判的に考 察することができる。	63

(付属資料様式2)

					アジア法	3	2	アジア諸国の基本法制を理解した上で、日本法を比較	64
						3		法の観点から批判的に考察することができる。 主に欧州大陸法の基本法制	
					比較法	4	4	を理解した上で、日本法を 比較法の観点から批判的に 考察することができる。	65
					比較政治学 I	3 • 4	2	政党制度・選挙制度の基本 的な構造について理解した 上で、これらを比較法的な 観点から考察することがで きる。	68
					政治学原論	2	2	現代政治学の基本的な概念・理論を踏まえた上で、 現実の政治について多様な 観点から考察することがで きる。	69
法と政治	1 2 •	2	法の運用と政治部門の関係 のあり方について、政治学 の観点から、理論的・歴史 的に考察し理解することが できる。	66	政治史	2	4	近現代政治史の基本的な知識について理解し、政治史 上の事象に関して批判的に 考察することができる。	71
					 国際政治学 I • II	3	4	国際政治学の基本的な理 論・歴史・方法論について 理解し、国際政治に関する	73
					国际政讯于1 11	4	7	事象を理論的に分析し考察することができる。	75
					政治学史	3 • 4	4	政治や法の背後にある思想・歴史・理論の観点から、法のあり方について考察することができる。	77
行政学	1 2 •	2	行政の実態と行政学の諸理 論に関する基本的知識を理 解することができる。	79	行政学	3 • 4	4	行政システムに関する基礎 概念・分析能力を習得して いる。	81
法社会学	1 • 2 • 3	2	社会モデルの変容を踏まえ た批判的な視点から、法曹 制度をはじめとする実定法 制度を批判的に考察するこ とができる。	83	法社会学	3 • 4	4	実定法解釈学とは異なる法 社会学的な視点・方法を駆 使して、法現象・規範現象 を観察・分析することがで きる。	86
現代法哲学	1 • 2 • 3	2	法概念・法解釈・正義論に 関する基礎的知識・分析能 力を習得している。	89	法哲学	3 • 4	4	法概念・法解釈・正義論に 関する基礎的、歴史的知 識・分析能力を習得してい る。	91
応用憲法 I	2	2	基本権論の基本構造について理解し、同理論の観点からする事案分析能力を習得している。	93					
応用憲法Ⅱ	2	2	基本権各論、基本権総論、 及び憲法訴訟論に関する応 用的理解並びに事案分析能 力を習得している。	95					
応用行政法 I	2	2	行政救済法に関する応用的 理解及び事案分析能力を習 得している。	97					
応用行政法Ⅱ	2	2	行政法に関する応用的理解 及び事案分析能力を習得し ている。	99					/
応用民法 I	2	2	民法総則及び物権法(担保 物権法を除く。)を中心と する応用的理解・事案分析 能力を習得している。	101					
応用民法Ⅱ	2	2	担保物権法と債権総論を中 心に、改正民法における債 権担保制度の基本構造につ いて理解している。	103					
応用民法Ⅲ	2	2	民法全体の基礎知識の確認 を前提とした上で、債権各 論を中心とする応用的理 解・事案分析能力を習得し ている。	105					
応用商法 I	2	2	会社法 (総論及び資金調達・機関) に関する応用的知識を習得している。	107					
応用商法Ⅱ	2	2	会社法(計算・設立・解散等)に関する応用的知識を 習得している。	109					
	2	2	民事訴訟法に関する応用的 理解・事案分析能力を習得	111					

(付属資料様式2)

						(付属資料様式
	応用刑法 I	2	2	刑法総論の基礎的な知識を 前提に、事例分析に必要な 体系的な解釈論の応用力を 習得している。	113	
	応用刑法Ⅱ	2	2	刑法各論の基礎的な知識を 前提にした上で、事例分析 に必要な体系的な解釈論の 応用力を習得している。	115	
	応用刑事訴訟法	2	2	刑事訴訟法に関する応用的 理解・事案分析能力を習得 している。	117	
	労働と法	2	2	労働法に関する基礎知識・ 基礎理論を習得している。	119	
科目等履	労働紛争処理	2	2	労働法に関する紛争の具体 例の分析を通じて、労働法 をめぐる法的知識・技能を 習得している。	121	
修	知的財産と法	2 • 3	2	知的財産権を用いてビジネスを支援し、訴訟を代理するための実践的な知識とスキルを習得している。	123	
	国際私法1	2	2	国際私法の総論、及び法の 適用に関する通則法の各則 に関する基本的知識を習得 している。	125	
	国際私法2	2	2	国際民事手続法の基本知識 及び国際取引法の主要部分 の基本知識を習得してい る。	127	
	国際法	2	2	国際公法の基本的構造・特質を体系的に理解し、国際 社会において発生する諸問題を法的に考察することが できる。	129	
	倒産法	2	2	破産法・民事再生法の基本 知識を習得している。	131	
	税財政と法	2	2	所得税法・法人税法を中心 に租税法に関する基礎的知 識を習得している。	133	
	インターネットと法	2 • 3	2	インターネットをめぐる法 問題を、各法分野を横断す る視点から、情報通信技術 の進展を踏まえて考察する ことができる。	135	
	紛争管理と調停技法 1・2	2 • 3	4	法的紛争における調停・交 渉・相談に関する基本的技 術、および家事調停手続等 の現状と課題について理解 している。	137	
	少年法	2 • 3	2	少年司法における法的援助 の際に求められる基礎的な 知識と思考方式を修得して いる。	139	
	刑事処遇論	2 • 3	2	刑事司法制度における犯罪 者処遇の基礎的な知識・分 析視覚を習得している。	141	
	社会保障法	2 • 3	2	社会保障法に関する基礎的な知識を習得している。	143	
	民事執行法・民事保 全法	2 • 3	2	民事執行制度・民事保全制 度に関する基礎的な知識を 習得している。	145	
	自治体法務	2 • 3	2	自治体の法務実務に関する 基本的内容を習得してい る。	147	
	経済法	2 • 3	2	独占禁止法に関する体系的 理解および具体的事例の分 析能力を習得している。	149	

- ※1 連携法科大学院開設科目のうち未修一年次必修科目については、既修者認定の対象科目として 一括認定することとし、その他の科目については、連携法曹基礎課程における履修状況に応じて個別認定することを可能とする。
- ※2 連携法科大学院の専任教員が法曹コースの科目を担当する場合(輪番で担当する場合を含む)には、開設科目名の後ろに(LS)と表記。
- ※3 「歴史と法」「外国法」「法と政治」については、右欄の対応する法曹コース提供科目の4単位分をGPA3.0以上の成績で習得していることをもって、既修認定を行う。

法曹コース教育課程シラバス 目次(変更科目のみ)

政治学史 〔旧〕	p. 1-
政治学史I〔新〕	p. 3-
政治学史Ⅱ〔新〕	p. 5-

政治学史

授業科目名	政治学史	標準年次	3 - 4
講義題目	西洋政治思想史	開講学期・時間割	後期 月曜1限
担当教員	木村俊道	単位数	4 単位
教 室		科目区分	展開科目
使用言語	Japanese	科目コード	
備考			

Course Title	History of Western Political Thought
Course Overview	This lecture deals with the history of Western political thought from ancient Greece
履修条件	to early modern Europe. 「政治」や「法」の基礎にあるもの、あるいはそれらの背後に潜むものを、思想・歴史・理論の観点から、じっくりと理解したい方を歓迎します。 また、本科目は EU 研究ディプロマプログラム (EU-DPs) に開放されています。 http://www.euij-kyushu.com/jp/home/index.html 本科目では、歴史・思想・文化など、EUに関連する内容の講義を行います。
授業の目的	(1)「型」の修得:「政治学史」あるいは「政治思想史」というディシプリンを通じて、一定水準の学問的な「型」や「わざ」を修得することを目指します【専門的技能・態度】。 (2)政治学の「稽古」: 政治学の歴史や古典に関する知識を学び、西洋文明の思想的な基礎を理解するための力を養います【知識・理解】。 (3)市民の「教養」: 歴史や古典によって育まれる、これからの市民に求められる政治的な教養を深めます【汎用的技能・志向性】。 ※「アカデミーというのは、まさに、学問の型をしつける場所なんです」(丸山眞男『座談』7:122)。
授業の概要・計画	古代ギリシア・ローマから初期近代(16-18 世紀)までを中心に、西洋政治思想の歴史を講義します。具体的には、プラトンやアリストテレス、マキァヴェッリ、ホッブズなどの思想家やテクストに加え、「デモクラシー」や「国家」などをめぐる政治的な概念や言説の展開や、政治と哲学、政治と倫理、政治と宗教などのテーマやコンテクストに注目し、西洋文明の知的基盤を多面的かつ動態的に理解することを目指します。
授業の進め方	ま1部 政治思想史の方法 第1 請 イントロダクション/「政治学史」とは何か 第2 講 政治思想史の方法 第3 講 デモクラシーの思想史 第2 部 古代ギリシア・ローマ 第4 講 政治と哲学-プラトン 第5 講 ポリスの政治学-アリストテレス 第6 講 「レス・ブブリカ」-共和政ローマとキケロ 第7 講 「帝国」の思想史 第3部 中世キリスト教 第8 講 政治と古来の国」-アウグスティヌス 第10 講 キリスト教 第9 講 「神の国」と「地の国」-アウグスティヌス 第10 講 キリスト教 第11 講 ルネサンスと宗教改革 第11 講 ルネサンスと宗教改革 第11 講 ルネサンスと人文主義 第12 講 統治の技術-マキアヴェッリ『Jウィウス論』 第14 講 「演技の哲学」と「ユートピア・エートススとモア 第15 講 「家教改革-ルターとカルヴァン 第5 部 17 世紀の政治思想 第17 講 フランシス・ベイコンと「近代」 第18 講 政治と法-立憲主義と「古来の国制」 第19 講 内乱の政治思想 第19 講 内乱の政治学-主権・思慮・個人 第20 講 ホッブズ『リヴァイアサン』 第21 講 ジョン・ロック『統治二論』 第6 部 18 世紀の政治思想

	第 23 講 「文明社会」の政治思想①-モンテスキュー
	第 24 講 「文明社会」の政治思想②-ルソー
	第25講 「文明社会」の政治思想③-ヒュームとバーク
	第 26 講 『ザ・フェデラリスト』
教科書・参考書等	※いずれも参考文献です。
37116 2 7 6 1	☆福田歓一『政治学史』東京大学出版会、1985 年
	・川出良枝、山岡龍一『西洋政治思想史-視座と論点』岩波書店、2012 年
	☆山岡龍一『西洋政治理論の伝統』放送大学教育振興会、2009 年
	☆宇野重規『西洋政治思想史』有斐閣アルマ、2013 年
	・ウォーリン『西欧政治思想史-政治とヴィジョン』福村出版、2007 年
	・渡辺浩『日本政治思想史-17~19 世紀-』東京大学出版会、2010 年
	・小野紀明・川崎修編集代表『岩波講座 政治哲学』全6巻、岩波書店、2014年
	・古賀敬太編『政治概念の歴史的展開』全 10 巻、晃洋書房、2004-17
	・福田歓一『福田歓一著作集』全 10 巻、岩波書店、1998 年
	・丸山眞男『丸山眞男集』全 16 巻+別巻、岩波書店、1995-7 年
	☆岡崎晴輝・木村俊道編『はじめて学ぶ政治学』ミネルヴァ書房、2008 年
	☆木村俊道『文明と教養の<政治>』講談社選書メチエ、2013 年
	その他、たくさんの政治学の古典(授業の際に文献一覧を配布します)。
成績評価の方法・基準	試験とレポートによる。
次級日	試験では、論述や語句説明などの複数の観点から、「授業の目的」欄にある【知識・理解】の到
	達度を測ります。
	レポートでは、関心のある思想家やテクスト、あるいは主題や論点について調べてもらい、そ
	れによって【専門的技能・態度】の習熟度を判定するとともに、卒業後も学びを続けるための
	【汎用的技能・志向性】を確かなものとすることを目的としています。
その他(質問・相談方法等)	講義の役割は、あくまでも、西洋文明や古典の世界に分け入るためのガイド・ブックに過ぎま
ての他(真向 相談方法寺/	せん。少しでも意欲を覚えた方は、講義の進行に関わらず、難易度の高い原典や研究書にどん
	どんチャレンジして下さい。「わからない」ことも大事です。歴史と格闘した思想家たちや古典
	との対話は、学問的な能力を磨くだけでなく、人格的に大きく成長するための原動力にもなる
	でしょう。
	なお、さらに理解を深めたい方には、木村ゼミへの参加もおすすめします。

授業科目の概要

技未件日の憱安	<u> </u>
科目名称	政治学史I
講義題目	西洋政治思想史(古代からルネサンスまで)
科目ナンバリング・コード	LAW-LAW3832J
担当教員	木村 俊道
更新日付	2022/03/22 13:46
授業科目区分	展開科目
学部カテゴリ	法学部
使用言語	日本語(J)
対象学部等	法学部
対象学年	3.4年
必修選択	選択
単位数	2
開講年度	2022
開講学期	前期
曜日時限	前期 木曜日 2時限
教室	-
開講地区	伊都地区
授業科目に関する特筆事項	この授業は来年度以降、隔年開講となる予定です(2023年度は、政治学史 II を開講する予定です)。 この科目はEU研究ディプロマプログラム(EU-DPs)指定科目です。http://eu.kyushu-u.ac.jp/indexjp.html

授業科目の目的・目標・履修条件について

1/2/1									
	科目の目 本語)	古代ギリシア・ローマからルネサンス期までの西洋政治思想の歴史を講義します。具体的には、プラトンやアリストテレス、マキアヴェッリなどの想家やテクストに加え、「デモクラシー」や「国家」などをめぐる政治的な概念や言説の展開や、政治と哲学、政治と倫理、政治と宗教などのテーやコンテクストに注目し、古典的な政治学、あるいは西洋文明の知的基盤を多面的かつ動態的に理解することを目指します。							
授業和的(英	科目の目 語)	の目 This lecture deals with the history of Western political thought from ancient Greece to Renaissance.							
*		学位プログラムの学修目標	授業科目の到達目標(評価の観点)						
主			(1)「型」の修得:「政治学史」あるいは「政治思想史」というディシブリンを通じて、一定水準の学問的な「型」や「わざ」を修得することを目指します【専門的技能・態度】。 (2)政治学の「稽古」:政治学の歴史や古典に関する知識を学び、古典的政治学、あるいは西洋文明の思想的な基礎を理解するための力を養います【知識・理解】。 (3)市民の「教養」:歴史や古典によって育まれる、これからの市民に求められる政治的な教養を深めます【汎用的技能・志向性】。						
従									

※学修目標と授業科目の結びつきの強さ

カリキュラム・マップ	
ルーブリック	

授業科目の実施方法について

<u> </u>	シスルガムについて
授業の方法	講義
教授·学習法	一方向性の知識伝達型の教授・学習法
遠隔授業	対面授業の形で実施する
Moodleコース	

情報		コース設定あり <u>Moodleトップ画面 (https://moodle.s.kyushu-u.ac.jp/course/index.php)</u>				
使用す	************************************					
教材 <i>0</i> 法	書店等で購入する Moodle/Book Q 机上配布					
テキス	スト 初回の講義で案内。					
参考書	考書等 初回の講義の際に参考書一覧を配布。					
授業記	授業計画は予定であり、学びの進捗に合わせて変更することがあります。 1単位あたりの学修時間(45時間)の内訳(目安) (講義・演習の場合)授業内学修15時間、事前・事後学修30時間 (実験、実習および実技の場合)授業内学修30~45時間、事前・事後学修0~15時間					
	授	受業のテーマ	授業の内容(90分授業=2時間)	事前/事後学修の内容		
1	イントロタ	「クション	はじめに 授業の概要 授業計画 授業の目的 参考文献 成績評価、その他 昨年の試験問題	各回予習復習が4時間相当		
2	古代ギリ	シアとデモクラシー	デモクラシーの「歴史」? デモクラシーの「起源」? 古代ギリシアにおけるデモクラシー批判 西洋文明の知的基盤	各回予習復習が4時間相当		
3	政治と哲	学―プラトン	プラトン ソクラテスとブラトン 政治と哲学 『国家』(『ポリテイア』)	各回予習復習が4時間相当		
4	ポリスの レス	政治学―アリストテ	ポリスの政治 アリストテレス 『政治学』 国制論	各回予習復習が4時間相当		
5	共和政ローマーキケロ		ギリシアからローマへ ローマの歴史と国制 ローマの政治思想 キケロ レトリックの復権 共和政とキケロ	各回予習復習が4時間相当		
6	帝政口一	マと歴史	「帝国」の思想史 「レス・プブリカ」から「帝国」へ 帝政ローマ 政治と歴史	各回予習復習が4時間相当		
7	政治と非	政治―キリスト教	古典古代の終焉 帝政ローマにおける「非政治」①ストア主義 ②キリスト教	各回予習復習が4時間相当		
8	神の国・: ティヌス	地の国―アウグス	キリスト教と政治 アウグスティヌス 『神の国』	各回予習復習が4時間相当		
9	キリスト教 アクィナス	牧共同体―トマス・ く	教権と帝権 キリスト教共同体 「ヨーロッパ」の知的基盤 トマス・アクィナス 『君主の統治について』	各回予習復習が4時間相当		
10	ルネサン	スと人文主義	「普遍」世界の解体 ルネサンスと人文主義 ペトラルカ イタリア都市国家	各回予習復習が4時間相当		

授業科目の成績評価の方法について

マキァヴェッリ『君主論』

マキァヴェッリ『ディスコル シ』

「演技の哲学」と「ユートピ ア」―エラスムスとトマス・モ ア

14 宗教改革と内乱

12

13

定期試験 主として定期試験により評価。

ルネサンスから宗教改革へ ボダン リプシウス モンテーニュ

北方ヨーロッパと人文主義 エラスムス トマス・モア

『ディスコルシ』の再評価 『ディスコルシ』 内政論 外政論 『ディスコルシ』と フィレンツェ

マキァヴェッリ 『君主論』

授業科目に関する学習相談について

担当教員による学習相談	在室時は随時訪問可能。メールでの問い合わせも受け付けます。
合理的配慮について	障害(難病・慢性疾患含む)があり、通常の方法による授業を受けることが困難な場合には、教育目的の本質的な変更など過重な負担を伴わない限り、合理的配慮を受けることができます。合理的配慮とは、教授・学習法の変更、成績評価の方法の変更、授業情報の保障(資料の字幕化、個別の資料配布、録音・撮影の許可)、受請環境の調整などを指します。実際の方法については担当教員と建設的対話を行った上で決定されます。 <
修学上の合理 的配慮の流れ に関する部局 HP	https://www.law.kyushu-u.ac.jp/faculty/handicapped-support

各回予習復習が4時間相当

各回予習復習が4時間相当

各回予習復習が4時間相当

各回予習復習が4時間相当

政治学史 Ⅱ

授業科目名	政治学史Ⅱ	標準年次	3、4年次
講義題目	西洋政治思想史(ルネサンス以降)	開講学期・時間割	前期
担当教員	木村俊道	単位数	2 単位
教室		科目区分	
使用言語	日本語	科目コード	
備考			

Course Title	History of Western Political Thought II
Course Overview	This lecture deals with the history of Western political thought after Renaissance.
履修条件	とくにありませんが、関連科目として、「政治学史基礎」および「政治学史I」を併せて受講することが望ましい。
授業の目的	ルネサンス以降の西洋政治思想の歴史を講義します。具体的には、政治学史基礎の授業を踏まえ、ホッブズやロック、ルソーといった代表的な政治思想家のテクストだけでなく、同時代の文脈や課題に着目して、近代西洋政治思想の展開を歴史内在的に理解します。これにより、「デモクラシー」や「国家」などをめぐる政治的な概念や言説の展開や、西洋文明の知的基盤を多面的かつ動態的に理解することを目指します(なお、古代からルネサンスまでは「政治学史 I」で扱います)。
授業の概要・計画	現時点での、各回で扱う予定のテーマは以下の通り。 ・西洋政治思想の探究 ・思想史の方法 ・近代とは何か ・宮廷という舞台 ・宗教改革 ・政治と法 ・ びリテンの内戦 ・統治と寛容 ・アンシャン・レジームと啓蒙 ・ 文明と社交 ・ 政治と経済 ・ 理論と実践
授業の進め方	講義形式で行う。
教科書・参考書等	※いずれも参考文献です。 ・福田歓一『政治学史』東京大学出版会、1985 年 ・山岡龍一『西洋政治理論の伝統』放送大学教育振興会、2009 年 ・宇野重規『西洋政治思想史』有斐閣アルマ、2013 年 ・岡崎晴輝・木村俊道編『はじめて学ぶ政治学』ミネルヴァ書房、2008 年 ・川出良枝、山岡龍一『西洋政治思想史―視座と論点』岩波書店、2012 年 ・小野紀明・川崎修編集代表『岩波講座 政治哲学』全6巻、岩波書店、2014 年 ・杉田敦・川崎修編『西洋政治思想資料集』法政大学出版局、2014 年 ・杉田敦・川崎修編『西洋政治思想資料集』法政大学出版局、2014 年 ・野口雅弘他編『よくわかる政治思想』ミネルヴァ書房、2021 年 ・髙山裕二『憲法から読む政治思想史』有斐閣、2022 年 ・古賀敬太編『政治概念の歴史的展開』全10巻、晃洋書房、2004-17年 ・木村俊道『文明と教養の〈政治〉』講談社選書メチエ、2013 年 その他、たくさんの政治学の古典(授業の際に文献一覧を配布します)。
成績評価の方法・基準	コメントペーパーとレポートによる。
その他(質問・相談方法等)	在室時は随時訪問可。メールでの質問も受け付ける。

協定記載事項チェック表

協定記載事項(連携法第6条第2項関係)	認定要件(連携法第6条第3項関係)	協定中の条項
_	連携法科大学院を設置する大学が、学校教育法第109条第6項に 規定する適合認定を受けていること(第1号)	_
法曹養成連携協定の主体となる連携法科大学院 及び法曹コースの名称(第1号)	_	第2条
連携法科大学院の入学者に求められる基礎的な 学識及び能力を修得させるために必要な教育を 行うための法曹コースにおける教育課程の編成 その他の連携法科大学院における教育と法曹 コースにおける教育との円滑な接続を図るため に必要な措置に関する事項(第2号)	連携法科大学院における教育と法曹コースにおける教育との円滑な接続に資するものとして以下に適合すること。(第4号) 専門職大学院設置基準第20条の3第2項(新設)に規定する法律基本科目の基礎科目(法科大学院が、同第25条第1項に基づきその単位を修得したものとみなす科目に限る。)に相当する科目が、法曹コースにおいて、必修科目として段階的かつ体系的に開設されていること。(認定省令第3条第1号)	
	法曹コースにおける教育の実施に関し、科目等履修における 配慮その他の当該連携法科大学院における教育との円滑な接 続を図るための措置が講じられていること(認定省令第3条 第2号)	第6条第1項
	法曹コース養成基礎課程に関し、早期卒業の認定に関する基準が整備されていること(認定省令第3条第3号)	第5条第1項
	早期卒業の認定を受けようとする学生に対する、適切な学修 指導の実施その他の教育的配慮を行う体制が構築されている こと(認定省令第3条第4号)	第5条第2項
法曹コースにおける成績評価の基準(第3号)	_	第4条
法科大学院を設置する大学の法曹コースにおける教育の実施のために必要な協力に関する事項 (第4号)	_	第6条
法曹コース修了予定者を対象とする連携法科大 学院における入学者選抜の方法(第5号)	法曹コースにおける科目の単位の修得の状況を踏まえ、入学者の 適性の適確な評価に配慮した公平な入学者選抜を行うこととされ ていること(第2号)	第7条
 法曹養成連携協定の有効期間(第 6 号) 	_	第8条
法曹養成連携協定に違反した場合の措置(第 7 号)	法曹養成連携協定に違反した場合の措置その他の法曹養成連携協 定の内容が、法曹コースの学生の不利益とならないよう配慮され たものであること(第3号)	第9条
その他必要な事項(第8号)	_	第10条及び 第11条

【記入要領】

「協定記載事項(連携法第6条第2項関係)」及び「認定要件(連携法第6条第3項関係)」のそれぞれに対応する協定書中の条項を「協定書中の条項」欄に記載すること。